

いしかわ農村ボランティア「農村役立ち隊」隊員募集要領

本県の里山里海においては、過疎化・高齢化等により、農地をはじめ地域資源の管理や集落・地区活動の継続が課題となってきた。

このため、ボランティア意欲の高い都市住民や企業、団体を「農村役立ち隊」として募集し、人手が不足している集落とのマッチング、協働活動を推進することにより、元気な里山里海づくりに資する。

1 応募資格

ボランティアとして、里山里海での集落活動に参加できる18歳以上の心身ともに健康な方（※特別な技能は不要）。

2 活動内容

里山里海の集落・地区から依頼のあった活動とし、原則日帰りで、その内容は次に掲げるものとする。

- (1) 遊休農地の利活用のための草刈りや用水路の清掃など集落の環境保全活動
- (2) 農作業（田植え、稲刈り、草刈り、農業用水路の清掃など）の手伝い
- (3) 植栽、下草刈りなどの景観保全活動
- (4) 鳥獣害防除ネットの設置等
- (5) その他景観の維持や伝統文化の継承等につながる集落活動

3 「いしかわ農村ボランティア」の運営

県は、協働活動の円滑な運営を図るため、ボランティアの受入を希望する集落「受け入れ隊」の希望活動内容を「農村役立ち隊」に通知し、参加者のとりまとめなど双方の仲介を行う。

4 登録から協働活動実施までの流れ

(1) 登録

「農村役立ち隊」登録を受けようとする者は、別紙「農村役立ち隊登録申込書」を県に提出する。

(2) 支援活動参加の申込み

県は「農村役立ち隊」の隊員に、「受け入れ隊」の活動予定（作業日程、内容等）についてメール、ファクシミリ又は郵便で情報提供し、「農村役立ち隊」の隊員は、希望する活動へ参加の申込みを行う。

(3) ボランティア活動参加者の決定

県は、参加申し込みのあった「農村役立ち隊」隊員の情報を「受け入れ隊」に伝達し、参加者を決定するものとする。なお、参加申し込み後、「受け入れ隊」から直接、「農村役立ち隊」隊員へ連絡を行う場合もある。

(4) 保険の加入

県は、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。

(5) 協働作業の実施

現地集合、現地解散とする（ただし、事務局又は集落が交通手段を準備・手配する場合を除く）。

- 5 活動経費の負担
 - ・ 県が行うボランティア活動保険の加入手続きに要する経費は県が負担する。
 - ・ 無報酬とする。
 - ・ 交通費、食費は参加者の自己負担とする。ただし、集落の厚意で、昼食（無償・有償）が提供される場合もある。
 - ・ 作業に道具等が必要な場合がある。
- 6 募集人員
人数制限なし
- 7 応募方法
別紙登録申込書に必要事項を記入の上、下記まで郵送、メール又はファクシミリで応募する。
- 8 個人情報等の取扱い
個人情報（氏名、住所、連絡先、メールアドレス等）は、活動予定の情報提供、「受け入れ隊」等との連絡調整などに使用し、いしかわ農村ボランティアの円滑な運用以外の目的では使用しない。
- 9 活動参加の証明
当該ボランティア活動に参加した農村役立ち隊員から、その参加状況の証明について依頼があった場合は、里山振興室長が参加状況を証明するものとする。
- 10 応募先・問い合わせ先
〒920-8580
金沢市鞍月1-1
石川県農林水産部里山振興室里山振興グループ
TEL：076-225-1631
FAX：076-225-1618
E-mail：satoyama@pref.ishikawa.lg.jp
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/index.html>